

お 願 い

合理的な水利用を行い経費の節減に協力願います。

効率的な水配分で水利用を行って頂くために次の事項を必ず守って下さい。

1. 修理の応急処置について

バルブの破損や管の破損の場合、道水路等の施設に被害が発生しないよう応急的にポンプの運転を停止する場合があります。又、給水栓の小修理等の為に一時的にポンプの運転を停止し修理する場合がありますのでご理解・ご協力をお願いします。

2. 垂れ流しでの利用禁止

各ほ場の給水栓(蛇口)は、給水後必ず閉めて下さい。

常時開放で余り水を排水路へ垂れ流しはやめてください。又、代かき後に発生するゴミを排水路へ流さないで下さい。

区域内の末端受益者が迷惑され、更に経費もかかりますのでやめて下さい。

*営農組織による耕作水田の垂れ流しにより各組合員から苦情が多いので、営農組織の責任者の方は、水廻りの人員を確保し、苦情の無いよう水管理を徹底して頂きますようお願いいたします。

尚、水田の各筆排水口まで水が届いている事が確認でき、役員・総代・各地区連絡委員さん、職員の見廻り等によって指摘を受けた場合は、やむなく仕切り弁、給水栓等で水調整を各地区連絡委員さん、職員、巡視員にて行う場合がありますので注意して下さい。(営農者の方にはその旨連絡致しますが、その後の水管理は営農組織にてお願い致します。)

*灌漑用水時期の畑給水の為、夕刻5:00から田への給水停止の協力をお願いします。

3. 農業用水利用者(営農組織、組合員等)へのお願い

1) 水稻作付け田の暗渠排水の水甲及び各筆排水口は確実に閉めておき、雨水等の蓄えを実施し、田んぼをダム化する事により排水能力を超える降雨があった場合でも一時的に田に湛水すれば排水路や河川の上昇を抑え、被害が軽減され排水機電力使用量削減にも寄与できますので、各筆排水口の管理徹底をお願い致します。(落とし板の隙間からの漏水)

2) 水田の保水力向上の為、水稻作付けの水田は畦畔の再構築、畦畔塗りの実施をお願いします。

水路畦畔に穴等があれば補修し、塞ぐように畦付けの実施をお願いします。畦畔の管理等は規定で耕作者管理となっておりますので、ご理解お願い致します。

3) 代かき、田植え用水は取水規則に沿った取水を実施しなければならない為、水利用が重なると水の供給が出きませんので、営農組織間による地区内一斉給水でなくブロック別給水の実施をお願いします。

4) かんがい期間中において節水ローテーションを導入した場合は、こまめに給水栓バルブを閉じるようにお願いします。

又、各揚水機場の受益エリア内の営農組織相互間において水配分するよう協議・調整をお願いします。※水量が不足している田がある場合は、周囲の田のバルブを全閉していただくと水量を確保できることがありますので、バルブの調整にご協力をお願い致します。

5) 代かきが終わったら連続運転をとりやめる為、従前どおり事務局もしくは用水委員に連絡して下さい。

6) 作付けの生育状況を見て用水不足により農作物に影響がでると予測される場合は、すみやかに土地改良区に連絡をお願いします。

7) 灌漑期は水利用の増加による圧力低下が発生致します。給水栓にホースが接続されていると水の出が悪くなります。通常計画では畝間灌漑が基本となっておりますので利用願います。

8)加圧揚水機場の運用にて、大雨予報・降雨量を考慮し、使用電力料金の抑制の為(高騰対策)、ポンプ運転の調整、又は停止処置を行う場合がございますのでご理解をお願いします。

9)排水機場の運用にて、通常は自動運転となっておりますが、干ばつ時期には、使用電力料金の抑制の為(高騰対策)、自動運転の停止を行う場合があります。又、大雨予報・降雨量を考慮し、事前排水で幹線排水路の水位を下げる事を行う場合がありますのでご理解をお願いします。

4. 農作業機械操作の操作注意

トラクター・コンバイン等の農作業機械による給水バルブ(蛇口)の破損が多く発生しています。直接給水バルブに当たらなくても、コンクリート舂を押すことによる管の破損もありますので、十分注意して作業を行って下さい。

5. 通常時の仕切り弁 操作禁止

営農組織による地区内一斉給水でなくブロック別給水の実施をお願いしますが、本管の仕切り弁(制水弁)操作を行われると末端地域の水量不足が生ずることがありますので行わないで下さい。各々の給水バルブ(蛇口)を閉めてブロック別給水に協力して下さい。

6. 修理について

給水バルブ(蛇口)や配管の破損・故障等がありましたらゴミ等の詰まりによる簡単なものを除き、自分で修理されるのは止めて下さい。結果的に再修理が必要な場合が多く発生しています。

新型 AKK バルブ(赤いハンドル)については強く閉め付けるとパッキンが破損しますので気をつけて閉めて下さい。

尚、平成8年以降新たに交換した給水栓については、各筆耕作者の管理になりましたので宜しくお願いします。

又、水田給水栓については、A型給水栓からフローバルブに型式を変えましたので了承願います。

破損・修理等の申込みの場合は、修理代金が必要になりますのでご承知おき下さい。

7. 休止日のハウス施設園芸に対する対応について

運転休止日・降雨による休止等にハウス施設園芸関係者より要望がありましても、基本的に休止とさせて頂きます。但し降雨等による休止にハウス施設園芸の計画的作業 からやむなく必要とする場合は、地区の理事・総代又は用水連絡員を通じての要請に限り必要最小限の運転時間を確認し、関連地区の揚水機を運転します。そのための経費負担はお願いしません。それ以外の場合は経費負担をお願いします。

8. その他

近年パイプラインの損傷による漏水が多発しております。漏水に気付かれたら地区の理事・総代又は土地改良区事務所へ連絡をお願いします。